

# 関西模型クラブ連合会 KMA 京都模型飛行場使用規則

平成26年8月18日

## 第1 飛行場使用手続き

1. 関西模型クラブ連合会(以下「KMA」という。)が管理する KMA 京都模型飛行場を使用しようとする団体は、使用責任者（以下「責任者」という。）を定め、KMA の許可を受けなければならない。
2. 責任者は本規則の内容を当日の使用者全員に周知し適正な使用を遵守させるとともに、責任者が認めた者以外の者の飛行はさせてはならない。
3. 責任者は、国道1号ゲートの鍵を所定の場所から借用し管理簿に必要事項を記入するものとする。
4. 国道1号からの進入の際にはゲートの閉鎖、施錠は確実にを行うこと。
5. 堤防を自動車で行く際には時速20km以下とし、歩行者等とすれ違う際には最徐行するものとする。
6. 飛行場使用中は KMA 旗を所定の位置に掲揚すること。
7. 飛行場使用が終了したときは KMA 旗及びゲートの鍵を所定の場所に確実に戻さなければならない。

## 第2 安全対策

1. ラジコン模型の飛行は「第3.飛行空域」に定める空域を遵守すること。
2. 飛行に当たっては、周辺地域の住宅や施設等に危害を与えることのないよう細心の注意を払うこと。
3. ラジコン模型の飛行前には必ず安全点検を行うこと。また、飛行中に機体や無線機などに不具合が生じていると考えられる場合、責任者は速やかに飛行を中止させなければならない。
4. KMAが特に認めた場合を除き、固定翼機の飛行は30エンジンサイズ以下または電動機等においては同程度以下の機体でなければならない。
5. ラジコン保険に加入していない者の飛行場使用は禁止する。
6. 万一、事故等が発生した場合は速やかに救護措置を講じるとともに警察、消防などの関係機関に連絡し指示を仰ぐものとする。
7. 事故等により生じた損害賠償等は当事者で解決するものとし、KMAは一切の責任を負わない。

## 第3 飛行空域、高度

1. 下流側の阪神高速道路8号京都線と並行する国道1号及び宇治川兩岸の堤防並びに上流側の高圧電線に囲まれた内側を飛行空域とし、各施設にはそれぞれ50m以上接近してはならない。飛行中にこれに違反する行為が認められたときは、責任者は直ちにその飛行を中止させなければならない。
2. 飛行コースは、占用区域の上空及びその左右の延長とし防火帯①及び国交省が

草刈り整備する防火帯④の上空を基本とする。

3. 飛行高度は航空法（昭和 27 年 7 月 15 日法律第 231 号）の定めに従い 150 m 以下でなければならない。
4. 操縦者を始め飛行場来場者及び車両等の上空飛行はしてはならない。
5. 責任者はその他安全上支障があると認めた場合は飛行を中止させなければならない。

#### 第 4 ラジコン用電波の適正管理

1. 無線機の使用は電波法の規定に適合したものであること。
2. 無線機を使用する際は飛行場に設置のバンド管理ボードに使用者の名札を掲示しなければならない。

#### 第 5 環境対策

1. エンジン機飛行の際には消音効果のあるマフラーを装着すること。
2. 火災防止のため消火器を常備すること。
3. 場内は常に清潔を保ち、ゴミは各自で持ち帰ること。

#### 第 6 特記事項

1. 使用当日の責任者及び使用者等が当該規則及び **KMA** の指示等に従わなかった場合、当該団体には今後一切の使用許可をしないものとする。
2. 飛行場周辺に設置したロープは河川敷地使用の許可を受けた区域を示すものであり、その区域から外へ出ることや周囲の葦、立木等の伐採、立ち入りは禁止する。
3. ラジコン模型の墜落などやむを得ず占用区域外へ出る場合は細心の注意と葦等の保護に心がけなければならない。
4. 飛行場周辺の葦原には数多くの動植物が生息しており、使用者は常に環境保護と動物愛護に心がけなければならない。
5. 当該飛行場を含む河川敷地は周辺住民の憩いの場であるとともに、野鳥観察や散歩などに多くの人々が利用されている。飛行場使用者はそれらのことを十分認識し不必要なトラブルは避け共存共栄に心がけなければならない。

#### 第 7 その他

1. この規則に定めのない事項または疑義が生じた場合は **KMA** が別に定める。

改正

平成 26 年 8 月 18 日

平成 29 年 6 月 5 日 (第 3. 2 及び 3 の追加)